

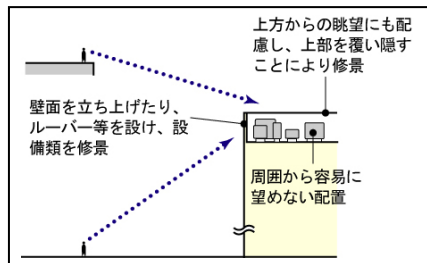
8 屋根・屋上に関する事項

基本的考え方

- ・“島”として周辺地区から見下ろされることや対岸や橋からの眺望を意識し、屋根や屋上をデザインし風格が感じられる眺望景観をつくります。



横浜ランドマークタワーからの見下ろし景観



屋上の設備や工作物の景観的工夫

景観形成基準（景観計画） 1

対象：(建) (工)

- ・建築物の屋上に設置する設備や工作物等は、周囲から容易に望見できない配置や、ルーバー等による遮蔽や形態意匠の工夫など、風格が感じられる見下ろし景観及び眺望景観を創出する形態意匠とするものとする。ただし、機能上、安全上やむを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。



見下ろし景観に配慮した設備類を修景した事例（東京都港区）



設備類を覆い隠すことによる修景

行為指針（景観協議） 1

対象：(建) (工)

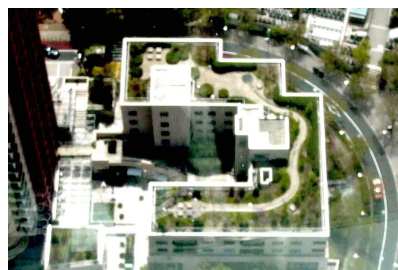
- ・建築物は、屋上緑化や屋根形状の工夫により、周辺地区からの見下ろしに対し、風格を感じられる見下ろし景観を創出する。



見下ろし景観に配慮した屋根の事例（東京都港区）



屋上緑化を設けた事例（中区）



屋上庭園を設けた事例（東京都港区）

9 駐車場・駐輪施設に関する事項

基本的考え方

- ・安全に楽しく回遊できるよう、駐車場・駐輪施設の位置や形態は、街並みの連続性を阻害しないものとします。

行為指針（景観協議） 1

対象：(建) (工)

- ・駐車場及び駐輪施設は、建築物の内部に取り込むなど、街並みの連続性を阻害しないようにし、やむを得ず建築物の外部に設置する場合は、周辺から駐車車両が見えないよう、駐車場又は駐輪施設の外周及び施設内に植栽を配置する等の工夫を行う。



高木等の植栽をし、かつ歩道より低い位置でつくられた青空駐車場



建物とデザインが一体となった駐車場

行為指針（景観協議） 2

対象：(建) (工)

- ・駐車場及び駐輪施設で建築物の内部に設置するものは、壁、ルーバーや植栽等の設置により街並みの連続性を阻害しない形態意匠とする。
- ・駐車場及び駐輪施設の出入口は、歩行者の安全性を確保しつつ、植栽等の設置により街並みの連続性を阻害しないしつらえとする。



植栽により街並みに配慮した駐車場の事例（東京都港区）



街並みの連続性を確保するためにルーバーを設けた立体駐車場の事例（中央地区）

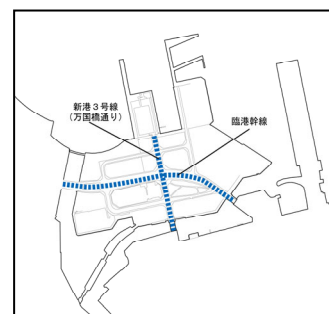


建物内部への設置

行為指針（景観協議） 3

対象：(建) (工)

- ・駐車場への主要な出入口は、新港3号線又は臨港幹線に面する位置への設置を避け、街並みの連続性を阻害しないものとする。



駐車場への出入りを制限する道路

10 夜間景観の演出に関する事項

基本的考え方

- ・夜間の街の賑わいと楽しさ、美しさを実現するため、安全性を確保するとともに魅力的な夜間景観を演出します。
- ・過剰な演出照明等は避け、赤レンガ倉庫等の歴史的資源を生かしたまとまりのある照明計画により、海に囲まれた“島”を意識させ、歴史資源が引き立つ夜間景観をつくります。

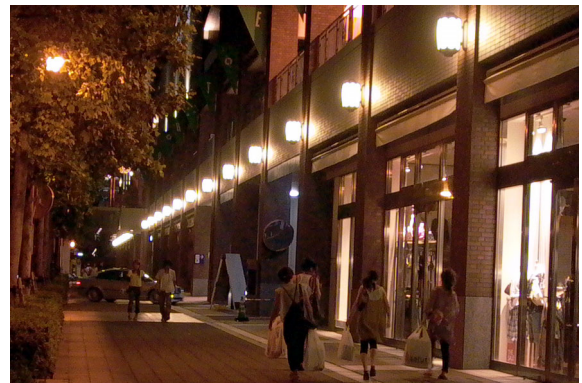
行為指針（景観協議） 1

対象：(建) (工)

- ・建築物の低層部の壁面や敷地内の歩行者空間に設置する照明は、夜間の安全性と賑わいをつくるため、道路照明と調和のとれたものとする。
- ・魅力ある街路空間を演出するため、建築物内部の照明が外部に漏れるようしつらえの工夫を行う。
- ・夜間景観を演出する照明は、温かみを感じられる電球色程度の色温度の光源を用いる。ただし、期間又は時間を限定した催事等のために演出するもので、新港地区にふさわしい賑わいの演出に寄与すると市長が認めた場合は、この限りでない。



低層部の賑わいのある夜間景観の演出



歩行空間に沿って壁面に設置された照明



色温度を温かみを感じられる電球色程度に
統一した事例（東京都港区）



行為指針（景観協議） 2

対象：(建) (工)

- ・水際線の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出し、かつ、夜間の安全性と周囲への眺望を確保する。
- ・夜間の魅力あるスカイラインを創出し、遠景における街の象徴性を表現するため、建築物の頭頂部に照明の演出を行う。
- ・橋梁及び自動車道の照明は、“島”への玄関であることを認識できる、特徴を生かした演出を行う。
- ・万国橋及び新港3号線の照明は、隣接する関内地区とのつながりが感じられる演出を行う。
- ・赤レンガ倉庫及びハンマーヘッドクレーンの個性を演出する照明とする。



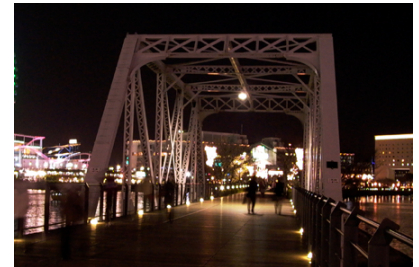
見下ろし景観（横浜ランドマークタワーより）



水面への映り込みにより島を意識させる水際線プロムナードの照明



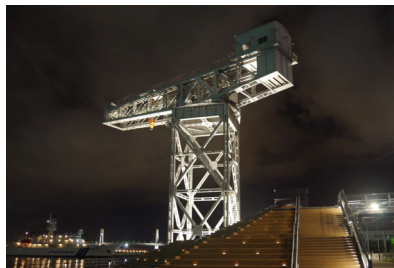
建築物の頂部の効果的な照明



“島”への入口を演出する照明（自動車道）



赤レンガ倉庫を象徴的に演出する夜間の見通し景観



ハンマーヘッドクレーンのライトアップ

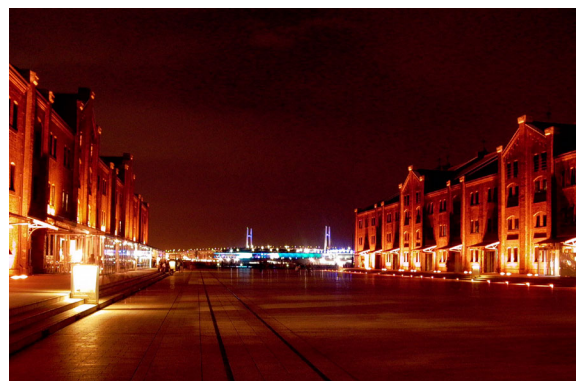


歴史的施設のライトアップ

景観形成基準（景観計画） 1

対象：(建) (工)

- ・「赤レンガ倉庫」は、歴史が感じられる魅力的な夜間景観を演出するため、投光器等で照らすものとする。

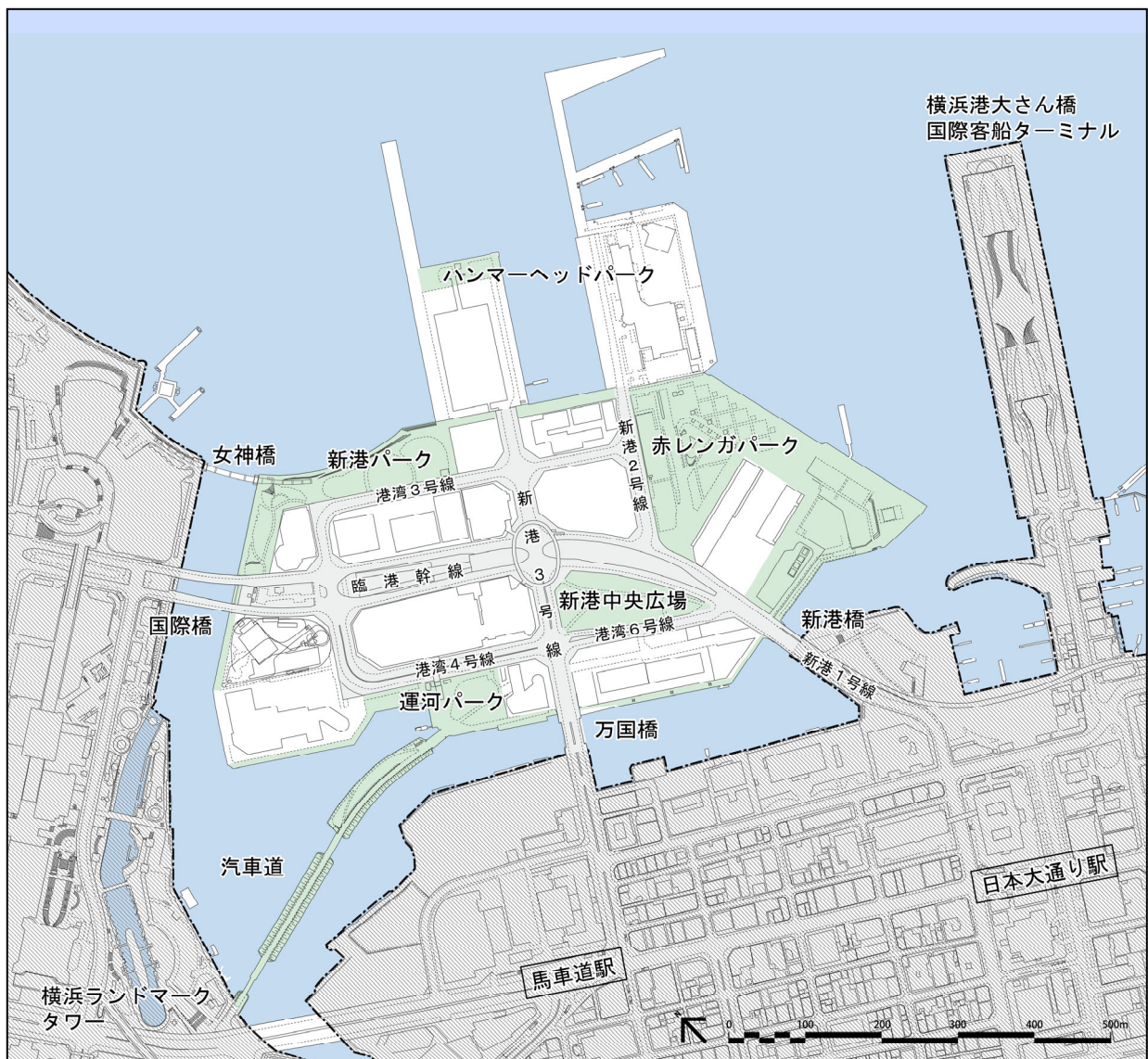


赤レンガ倉庫のライトアップ

11 道路及び緑地に関する事項（景観重要公共施設）

基本的考え方

- ・ 公共施設は機能性を確保するとともに、新港地区の“島”としての個性を生かす景観づくりを目指します。
- ・ 万国橋軸（新港3号線）、国際橋・新港橋軸（臨港幹線）は、周辺地区との連続性をもたせます。
- ・ バリアフリー化の促進など歩行者や利用者の安全性と快適性を高めつつ、その周辺の街並みの特性に配慮した良好な景観の形成を行います。
- ・ 長期間にわたり良好な状態が維持でき、突発的な破損などの際に迅速な対応が可能な整備を行います。



景観重要公共施設

景観重要道路

みなとみらい21新港地区内の全ての道路法第2条に基づく道路

景観重要港湾施設

みなとみらい21新港地区内の全ての港湾法第2条に基づく緑地、道路



新港3号線（万国橋通り）



臨港幹線

景観重要公共施設に指定する道路は、景観形成項目1～10に加え、以下に整備に関する事項を定める。

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、交通の安全を確保するため道路における交通環境の改善に係る行為のうち軽易なもの、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。

① 道路に関する共通事項

- ア 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。
- イ 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は表6-1を目安とする。
- ウ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

また、①のほか、道路ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

② 新港3号線（万国橋通り）

- ア 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はイチョウを配置する。
- イ 歩道の舗装面の素材は、レンガとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、レンガと調和するものを使用する。
- ウ 車道照明と歩道照明を分離して設置する。

③ 臨港幹線

- ア 歩道には連続して植栽帯を設け、高木はクスノキを配置する。
- イ 歩道の舗装面の素材は、石又は擬石平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、石又は擬石平板ブロックと調和するものを使用する。
- ウ 車道照明と歩道照明を分離して設置する。



④ その他の道路

ア 歩道の舗装面の素材は、土系平板ブロックとする。ただし、機能上、構造上やむを得ない場合は、土系平板ブロックと調和するものを使用する。

⑤ 橋梁〈新港橋、万国橋、国際橋、女神橋〉

ア 新港地区への玄関として、歴史が感じられるなど特徴ある形態意匠とする。

イ みなとや歴史が感じられ、島への玄関であることを認識できる照明の演出を行う。

ウ 水面から見上げる視線を意識した形態意匠とする。



万国橋



地区の玄関口としての橋（女神橋）

上記に加え、以下の関連する項目も参照してください。

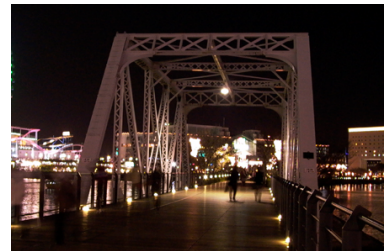
○橋詰め空間について

→ 水際空間の確保に関する事項 行為指針 2 [P25]



○橋梁・港湾施設の照明について

→ 夜間景観の演出に関する事項 行為指針 2 [P46]



○汽車道について

→ 港湾施設の整備に関する事項 [P51]





■ 道路占用に関する事項

対象：(建) (工)

(道路法(昭和27年法律第180号)第32条の占用許可の基準)

・ 占用許可の基準は次のとおりとする。ただし、標識の表示面等で法令に定めがあるもの、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの又は既に受けている占用許可の更新を行うもの(外観の変更を生じないものに限る。)は、この限りでない。

(a) 良好な街並みを維持するために、広告塔、彫刻・碑等、突出看板、立看板等、添加看板、及び添加広告は、新たに設けることはできない。ただし、催事等のために一時的に設ける立看板等、添加看板又は添加広告で、それらのデザインが景観上支障のない場合は、この限りでない。

(【関連】屋外広告物に関する事項 行為指針1)

(b) 新たに設ける街灯等、フラワーポット、ベンチ、掲示板又は案内標識等の形状は、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。

(【関連】建物デザインに関する事項 行為指針6)

(c) 新たに設ける変圧塔等、光アクセス装置等の形状は、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小規模なものとし、歴史やみなとらしさを演出する個性と風格ある形態意匠とする。

(【関連】建物デザインに関する事項 行為指針6)

(d) 街灯等、変圧塔等、光アクセス装置等、フラワーポット、ベンチ、掲示板(表示面は除く。)、案内標識等及び道路標識並びにこれらに付随する柱等及び器具の色彩は、ダークブラウン(マンセル表色系で色相10YR、明度2、彩度1を目安)、ダークグレー(マンセル表色系で色相10Y、明度3、彩度0.2を目安)を基調とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

① フラワーポット、案内標識等で、催事等のために一時的に設ける場合

② 既に受けている占用許可の更新を行う物件で、外観を変更することとなる行為が生じない場合

(【関連】色彩に関する事項 行為指針6)

港湾施設の整備に関する事項

対象：(建) (工)

景観重要港湾施設は、景観形成項目1～10に加え、以下に整備に関する事項を定める。

整備に関する事項は、次のとおりとする。ただし、案内・誘導サイン等広域の範囲で統一してデザインされているもの若しくは新港地区の方針に沿ってデザインされているものを整備する行為、通常管理行為、補修行為、緊急的に対応が必要な行為又は現状復旧にかかる行為は、この限りでない。



ゆったりと海が楽しめる水辺



新港埠頭花崗石舗石道

(a) 港湾緑地

① 港湾緑地に関する共通事項

- ア みなとらしさが感じられるよう、海に向かって視線がとおり開放感のある空間とする。
- イ 水際は、「水際線プロムナード」と連続性の感じられるしつらえとする。
- ウ 緑地内の設備及び施設等は、新港地区にふさわしい落ち着いた形態意匠とする。
- エ 緑地内の設備及び施設等の色彩は、表6-1を目安とする。
- オ 水際の照明は、水面への映り込みを意識して低位置に連続して行うなど、海からの眺望や周辺地区からの見下ろし景観を演出する。
- カ 橋に接する部分において、特徴ある橋詰め広場を創出する。

また、①のほか、港湾緑地ごとに定める整備に関する事項は、次のとおりとする。

② 赤レンガパーク

- ア 緑地内の設備、施設及び植栽等は、図に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫の2棟間から横浜港大さん橋国際客船ターミナル及び横浜ベイブリッジへの眺望を妨げないよう配慮した配置とする。
- ウ 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫など歴史的資源と調和した形態意匠とする。
- エ 計画図に示す「横浜三塔への眺望の視点場」及びその周辺は、魅力ある視点場を創出する形態意匠とする。

③ 汽車道

- ア 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫への眺望を妨げないよう配慮した配置とする。
- イ 緑地内の設備、施設及び植栽等は、橋梁や旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

④ 運河パーク

- ア 緑地内の設備、施設及び植栽等は、図に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。



イ 緑地内の設備、施設及び植栽等は、旧鉄道軌道など歴史的資源と調和した形態意匠とする。

⑤ 新港中央広場

ア 緑地内の設備、施設及び植栽等について、図に示す「見通し景観軸」を避けた配置とする。ただし、形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。

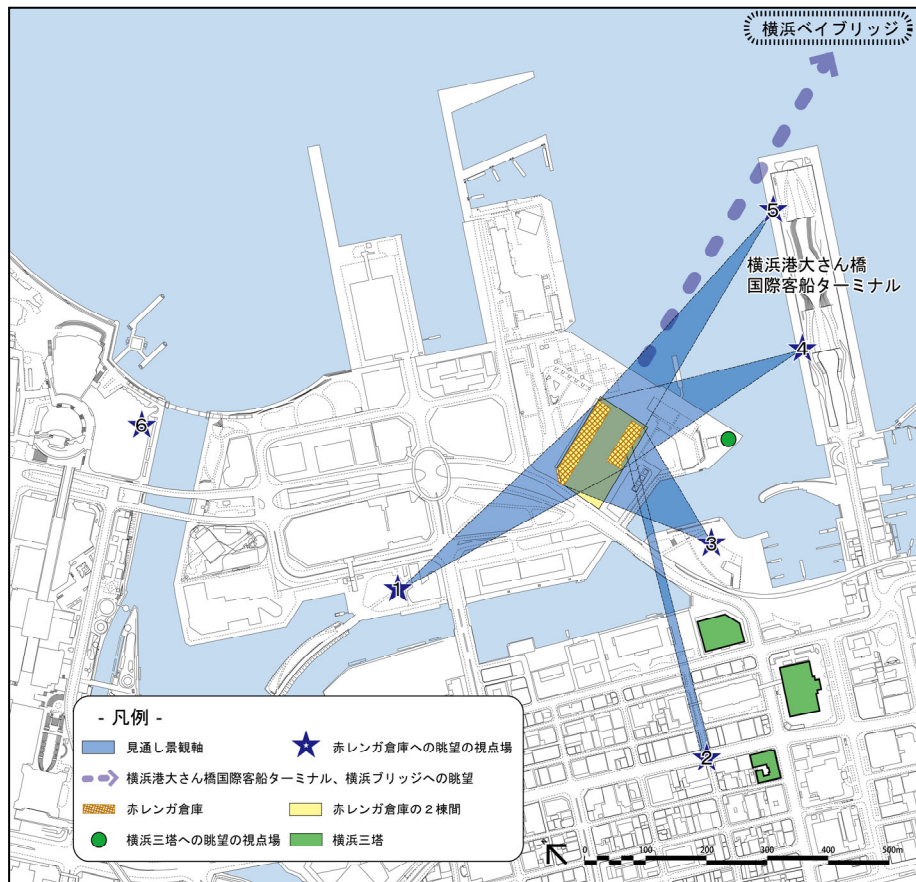
⑥ 新港パーク

ア 緑地内の設備、施設及び植栽等について、みなとみらい 21 中央地区から赤レンガ倉庫への見下ろし景観を妨げない配置とする。

⑦ ハンマーヘッドパーク

ア 緑地内の設備、施設及び植栽等は、赤レンガ倉庫への眺望を妨げないように配慮した配置とする。

イ 緑地内の設備、施設及び植栽等は、ハンマーヘッドクレーンなど歴史的資源と調和した形態意匠とする。



見通し景観軸

(b) 港湾道路

- ① 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等は新港地区にふさわしい形態意匠とする。
- ② 建築物、さく、駒止、街灯、道路標識、道路情報管理施設、車両の運転者の視線を誘導するための施設、その他道路の付属物となる工作物又はこれらに付随する柱等の色彩は表 6-1 を目安とする。
- ③ 道路標識、道路情報管理施設及び道路の付属物に付随する設備の大きさは、これらの機能を確保又は維持できる範囲で小さいものとする。

12 イベント時の緩和に関する事項

基本的考え方

- ・オープンスペースは街の賑わいを創出するために、イベントを行う空間として積極的な活用を行います。
- ・イベントを行う場合、占用期間に応じガイドラインの一部を緩和します。
 - * イベント：規模の大小によらず、あらゆる行事など期間を定めて行う催し物をいう（同一の内容・物件等の販売促進を断続的に行うものを除く）。
 - * 占用期間：設営完了から撤去開始までの日数



イベントによる賑わいの創出

- ・景観形成項目 1 から 10 におけるイベント時の取り扱いを表 12-1 に示します。
- ・都市景観協議については、協議の中での取り扱いを示します。



表 12-1

景観形成項目	7日以内 1日あたり10分以内	7日を超え30日以内	30日を超え90日以内
高さに関する事項	・緩和しません。		
見通し景観の確保に関する事項	・赤レンガ倉庫の一部が視認できることとします。 ・赤レンガ倉庫の2棟間から横浜ベイブリッジ等への眺望の基準は緩和します。		
色彩に関する事項	・賑わいに寄与するものと市長が認めた場合、緩和します。 【緩和基準】景観形成基準（景観計画）に示す色彩に加え、無彩色、コーポレートカラー、イメージカラーは使用を認めず。色数はなるべく少なくします。目安としては3色程度とします。		・無彩色を使用する場合を除き、緩和しません。
屋外広告物に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・外構のフェンスや手摺りに設置するもの、広告旗、のぼり旗、立看板（可動式のもの）壁面看板、そで看板、広告塔、広告板は、景観形成基準（景観計画）を緩和（適用除外）し、景観協議において以下の内容により質の高い広告景観をつくります。 <ul style="list-style-type: none"> - 外構のフェンス、手摺りその他これらに類するものに設置する屋外広告物は、壁面看板の基準を準用する。 - 広告旗、のぼり旗、その他これらに類するものは、間口4mに対し1本以内とする。 - 立看板（可動式のもの）は、複数設置する場合には、1壁面に対し2か所以下とする。 - 壁面看板、そで看板、広告塔、広告板（活力ある街並みの形成等に特に寄与すると認められる催事等のために設置等するものを除く※¹）は、景観計画に定める壁面看板の基準を準用する。 - 非自己用広告物の設置等は、主催、共催、協賛、協力等の位置づけのある企業とし、位置づけを明記する。 		
夜間景観に関する事項 （赤レンガ倉庫の一部を除く※ ² ）	・賑わいに寄与するものと市長が認めた場合、緩和します。 【緩和基準】電球色程度以外の色温度の照明を認めず。	・魅力的な景観に寄与すると市長が認めた場合、緩和します。	
その他の事項	・緩和します。	・景観上支障がないと市長が認めた場合、緩和します。	

※手続きは、景観計画の届出期間（31日）を短縮します。短縮期間は別途定めます。

※その他90日を超えるもので、市長が景観上支障がないと認めた場合、緩和します。（緩和の内容については、イベントの規模等により、横浜市都市美対策審議会の意見を聴く場合があります。）

※¹横浜市屋外広告物条例第10条第3項に基づく協議等により緩和します。

※²赤レンガ倉庫への投影広告物等が海側から見えないよう配慮されたものについて認めず。